

【法令名称】外商投資企業解散登記抹消管理事項についての通知

【発布機関】国家工商行政管理総局、商務部

【発布番号】工商外企字[2008]226号

【発布日】2008-10-20

【施行日】2008-10-20

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

外商投資企業解散登記抹消管理事項について国家工商行政管理総局・商務部の通知

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省級市工商行政管理局、商務主管部門、新疆生産建設兵団商務局 宛

「外商投資企業清算弁法」(以下「清算弁法」という。)は、國務院 516 号令の「一部分行政法規の廃止に関する決定」により廃止された。「清算弁法」が廃止された後、外商投資企業の解散、清算、抹消のときに適用される法律原則を明確にし、解散に関する審査許可及び抹消の登記手続きを規範化し、外商投資企業撤退の制度を整備するため、外商投資企業の解散、清算と抹消登記管理に関する事項について以下の通り通知する。

- 一 **法律の適用原則について。**「外商投資企業の審査許可・登記・管理に適用する法律の若干問題の執行意見」(工商外企字[2006]81号)に定められた法律適用原則により、外商投資企業は、解散、清算、抹消手続を行う場合、「会社法」と「会社登記管理条例」の関連規定を適用しなければならない。中外合弁の企業はまた、「中外合弁経営企業法实施条例」の第九十条、第九十五条を適用しなければならない。中外合作企業はまた、「中外合作経営企業法実施細則」の第四十八条を適用しなければならない。外商合弁或いは外商独資企業はまた、「外資企業法実施細則」の第七十二条、第七十三条の外商投資企業の解散、清算に関する規定を適用しなければならない。
- 二 **解散の状況及び審査許可の根拠。**外商投資企業は、「会社法」第一百八十一条、「中外合弁経営企業法实施条例」第九十条第一項第(三)号、「中外合作経営企業法実施細則」第四十八条第一項第(三)号等に定められた法定の状況により解散する場合、それぞれ下記の規定により取り扱う。

- (一) 外商投資企業が定款に定める経営期間満了に伴い解散する場合、及び司法機関に解散と裁定され、法律に基づき営業許可証が取り上げられ、閉鎖と命じられ若しくは取消により解散する場合、直接に清算手続に入り、審査許可機関の許

可を得る必要はない。

- (二) 「中外合弁経営企業法実施条例」第九十条第一項第(二)号、第(四)号、第(五)号、第(六)号、「中外合作経営企業法実施細則」第四十八条第一項第(二)号、第(四)号又は「外資企業法実施細則」第七十二条第一項第(二)号、第(三)号、第(六)号の規定に基づき、外資投資企業が経営期間が満了する前に解散する場合、審査許可機関の許可を得なければならない。
- (三) 中外合弁、中外合作企業は、「中外合弁経営企業法実施条例」第九十条第一項第(三)号、「中外合作経営企業法実施細則」第四十八条第一項第(三)号の規定に基づき、経営期間が満了する前に、一方的に解散を申請する場合、審査許可機関の許可又は裁判所の裁定により、解散しなければならない。
- (四) 外商投資企業は、上記(二)、(三)の状況により解散する場合、審査許可機関に事前解散申請書、企業の権力機構による経営期間満了前の解散に関する決議書及び企業批准証書と営業許可証を提出しなければならない。

三 清算手続について。外商投資企業は、解散する場合、法律により清算チームを組織しなければならない。清算チームは、成立日から10日以内に清算チームの構成員、責任者の名簿を企業登記機関に届出なければならない。

四 抹消手続について。清算チームは清算期間中、「会社法」の関連規定により、債権や債務の整理、清算に関する企業の未完成業務の処理、未納の税金と清算中に発生した税金を全額支払うなどを含む各種の清算活動を行い、また、清算終了後に清算報告書を作成し、企業の権力機構又は裁判所の確認を得た上で、企業登記機関に抹消登記を申請する。

五 抹消登記する場合に提出しなければならない書類について。外商投資企業は抹消登記を申請する際、「一部の外商投資企業登記書様式の修正についての通知」(工商外企字[2005]第213号)及び本通知の規定に基づき書類を提出しなければならない。そのうち、「外商投資企業の抹消登記のための必要書類」第四項の「法律に基づき届出、確認をされた清算報告書」という内容は、「株主会、株主総会(中外合弁、中外合作の有限責任公司は董事会又は連合管理委員会)又は裁判所に確認された清算報告書」と読み替え、「清算報告書に抹消公告を載せた新聞サンプルを含めなければならない」という内容は、「清算報告書に清算チームの清算公告を載せた新聞サンプルを含めなければならない」と読み替え、第五項の「税務と税関部門の発行した納税証明」は、提出する必要はない。表に記入する際の基準には、「清算報告書では、企業による未納の税金及び清算の過程において発生する税金(税関、税

務の納税と抹消の状況を含む)の全額納付、批准証書の返上、及び既に商務部門から受領書を受け取ったといった状況を説明しなければならない。」という内容を追加した。本通知に基づき改正された登記書式及び基準は添付のとおりとする。

六 非会社制外商投資企業の解散、清算と抹消事項について。非会社制外商投資企業は、解散、清算と抹消を行う場合、「企業法人登記管理条例」、「企業法人登記管理条例実施細則」及び「中外合作経営企業法実施細則」、「外商企業法実施細則」及び他の関連規定を適用し、その抹消登記のための申請資料に変更はない。

各地は税務、税関などの関連部門との協調と意思疎通の強化、業務が円滑に行われる体制の構築、定期的に状況の報告、情報の共有の実現を行う。また、執行中における新たな状況や問題の収集に注意を払い、研究に力を入れ、迅速にこれをフィードバックする。

添付資料:「外商投資企業の抹消登記のための必要書類と基準」

国家工商行政管理総局 商務部
二〇〇八年十月二十日

添付資料

外商投資企業の抹消登記のための必要書類と基準

番号	書類名称
1	清算チーム責任者が署名した「外商投資企業抹消登記申請書」
2*	もとの審査許可機関の抹消に同意する許可書類
3*	法律に基づいて作成された決議又は決定
4*	企業権力機構又は裁判所に確認された清算報告書
5	分公司の抹消登記証明
6	営業許可書の正本と副本
7	その他の関連書類

基準:

1. 申請書は黒の、又は青黒の万年筆やサインペンではっきり記入しなければならない。

2. コピーと記している以外の上記書類は、原本を提出しなければならない。
3. 上記書類はもし外国語で記入する場合、翻訳会社の社印を捺印した中国語翻訳文を提出する必要がある。
4. 第二項は定める営業期間満了の場合、裁判所又は仲裁機構により解散、破産と裁定された場合、行政機関により閉鎖、営業許可書の取り上げ、企業設立許可の取り上げ、企業設立登記の取り消しと命じられた場合は、提出する必要はない。
5. 第三項は、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」及び会社定款の規定に基づき行われた決議又は決定を指し、その内容は申請事項と一致しなければならない。裁判所又は仲裁機構により解散、破産と裁定された企業、行政機関により閉鎖、営業許可書の取り上げ、企業設立許可の取り上げと命じられた企業は、それぞれ裁判所、仲裁機構の裁定書類、行政機関の閉鎖、営業許可書の取り上げ、設立許可の取り上げに関する決定を提出しなければならない。「会社登記管理条例」の関連規定に違反することによって、企業登記機関に法に基づき企業設立登記を取り消された場合、企業登記機関の企業設立登記の取り消しに関する決定を提出しなければならない。
6. 第四項には、清算チーム・清算公告を載せた新聞サンプル、企業による未納の税金及び清算の過程において発生する税金(税関、税務の納税と抹消の状況を含む)の全額納付、批准証書の返上、及び既に商務部門の受領書の受取状況の説明を含めなければならない。

2008-10-24